

■平成24年度第26回（第214回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成24年1月15日（火） 午前9時45分～午前10時30分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、小林副市長、木下副市長、教育長、審議監、技監、政策局長、
総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、理事（秘書・総合調整担当）、
総合政策監、経済局長、都市局長

【議 題】（1）さいたまソフトウェアセンター社屋ビルの有効利用について

< 提 案 説 明 >

さいたまソフトウェアセンター社屋ビルの有効利用について、経済局から次のような説明があった。

- ・ 株式会社さいたまソフトウェアセンター（以下「SSC」という。）は、情報化社会の進展に伴うソフトウェア需要の拡大と地域におけるソフトウェア需給の不均衡の解消を図るため、平成元年8月に施行された「地域ソフトウェア供給力開発事業促進臨時措置法」の事業承認を得て、国（情報処理推進機構）、埼玉県、市及び情報産業、金融機関等の出資により、平成3年5月15日に設立された第三セクターである。
- ・ しかし、SSCの設立目的であった高度IT人材の育成のため県と市が経営基盤の安定に必要な資金の貸付を行ってきたが、企業や専門の教育機関等においても広く行われるようになり、平成14年度以降赤字が続いたことから、平成23年3月30日に開催された臨時株主総会において解散の決議がなされ、平成23年3月31日をもって解散した。
- ・ 市は、SSCに5,000万円の出資をしている。また、平成22年度に県と同額の1億8,000万円を貸し付けているが、現在未回収となっている。
- ・ SSCの解散後は、清算人が任意整理を進めていたが、SSC社屋ビルの売却が予想価格を下回る見込みになったため、清算人が債務超過の状況にあると判断し、平成23年12月16日に破産に至った。現在は破産管財人が社屋ビルを管理している。
- ・ SSCからの同社自社ビル取得の依頼に対して、当時は行政目的がなく取得できないと判断したところだが、平成23年の市議会9月定例会、決算・行政評価特別委員会において、「株式会社さいたまソフトウェアセンター解散における市の責任・役割の明確化と今後の有効利用の検討を行うこと。」との附帯決議がなされ、

SSCビルの有効利用について再検討を行った。

- ・ SSC社屋ビルは、さいたま市有地に建物があり、テナントとして現在15社が入居している。また、社屋ビルに対して、7つの金融機関が抵当権を設定している。
- ・ 現在、市においては大宮区役所の建替えに伴い、市組織等を移転させる必要が生じている。一方、社屋ビルには約1,100平方メートルの空室があり、これらの市組織等の機能の移転先として適していることから、検討・調整を行った。
- ・ 市組織等の移転に際し、行政財産として市が取得することを検討したが、現在入居しているテナントの退去が前提となり、退去を求める場合には借地借家法による正当事由がないこと、退去のための補償の問題等、現実的に難しい状況である。
- ・ このため、財団法人さいたま市都市整備公社（以下「公社」という。）に取得を依頼し、市が賃借して入居することとすれば、公共施設の再編に伴う機能移転先や不足している文書保管スペースの確保等の課題の解決になるものと考えられる。さらに、公社が建物の所有権移転を検討する場合には、その意見を十分に尊重し、市としても検討をしていきたいと考えている。
- ・ 本日の審議の結果、SSC社屋ビルの取得について公社へ依頼することになれば、速やかに公社に依頼し、破産管財人との協議や市組織等の入居に必要な調整を進めていきたい。

< 意見等 >

- ・ 市がSSC社屋ビルを直接取得できない理由は何か。
- 現在、社屋ビルに入居しているテナントがあることから、行政財産として取得することは困難と考えられる。また、普通財産として取得することも、市がテナント経営をすることになり、その必然性に課題があると考えられる。
- ・ 公社に購入を依頼することで、公社に負担を強いることにはならないのか。
- 公社が取得するかどうかは公社の経営判断であり、当然それが尊重されるが、市組織等の入居によって収入がある程度確保されるのであれば、負担を強いることにはならないと考えている。
- ・ 市組織等が入居することになった場合、駐車場等は確保できるのか。
- SSC社屋ビル敷地内の駐車場は、ほとんど空きがないので、近隣の市有地等を活用して確保することは可能と考えている。

< 結果 >

- ・ 経済局発議のさいたまソフトウェアセンター社屋ビルの有効利用については、原案のとおり了承する。ただし、下記の点に留意すること。
 - 1 公社との協議結果については、改めて都市経営戦略会議に報告すること。
 - 2 市組織等の入居に必要な協議、調整を並行して進めること。

< 会議資料 >

(資料1) (株)さいたまソフトウェアセンター社屋ビルの有効利用について